

心身障害者（児）及びその家族との
区政を話し合う集い

令和7年7月31日

令和7年7月31日

【広報戦略課長】

皆様、こんにちは。本日は、お暑い中お越しいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、開始のお時間となりましたので、ただいまから心身障害者（児）及びその家族との区政を話し合う集いを始めさせていただきます。

本日、司会・進行を務めさせていただきます、私、広報戦略課長の横山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

では、まず初めに、成澤廣修区長よりご挨拶を申し上げます。

【区長】

皆さん、こんにちは。区長の成澤です。

外はものすごい暑さで、ここに来るまでもご苦労をおかけして恐縮でございますが、限られた時間ではありますが、皆様方の生の声を頂戴できるよう、ご協力をお願い申し上げたいと思います。

また、視覚障害者の皆さんたち、いつものとおり真ん中にいます。この辺です。よろしくお願いいたします。

この間の区の障害者福祉の動向でございますが、本年度、障害者（児）実態意向調査を実施する予定でございまして、本年10月にはアンケート調査の対象者に郵送またはインターネットによりご回答いただくこととなっております。対象となられます方はご協力をお願い申し上げます。

また、本年1月には、元町小学校跡地に開設しました元町ウェルネスパーク内におきまして、医療的ケア児支援ルーム事業を開始いたしております。なかなか全てのニーズを満たすところまでいっておりませんが、初めの一步ということで、ご理解をいただきたいと思います。

また、7月1日からは遠隔手話通訳サービスを開始いたしております。タブレット端末ですか、ご自身のスマートフォンを利用した遠隔手話通訳サービスを行っておりますので、ご活用いただければと思います。

また、新聞報道等もされておりましたが、今月から障害者アート作品の「街なかアートプロジェクト」というものを行っておりまして、私も、先日、モスバーガー本郷三丁目でかけられている絵画を見てまいりましたが、区内の調剤薬局13店舗とモスバーガーや障害者会館等に展示しておりますので、秋と冬に展示の入替え等も予定しており、多くの区民の皆さんの目に触れるといいなと思っております。

また、令和9年度開設予定で準備を進めております旧アカデミー向丘跡地における障害者施設整備を社会福祉法人文京槐の会に土地を貸し付けて、大塚四丁目から移転するという形で準備を進めております。グループホームの新設、そして生活介護の定員拡充を行う予定でございまして、令和9年度に向けて着実な準備作業を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

ます。

なお、本日は、様々なご意見を頂戴いたしますが、一步ずつでも皆さんたちのご要望をかなえることができるように我々も努力をしてまいりたいと思いますし、皆様からのご協力も引き続きお願い申し上げます。

それでは、どうぞ、限られた時間ですが、よろしくお願いいたします。

【広報戦略課長】

続きまして、本日の手話通訳者をご紹介します。文京手話会のお二人でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本日出席しております区職員をご紹介します。

前列から、新名幸男企画政策部長です。

【企画政策部長】

よろしくお願いいたします。

【広報戦略課長】

鈴木裕佳福祉部長です。

【福祉部長】

よろしくお願いいたします。

【広報戦略課長】

矢島孝幸地域包括ケア推進担当部長です。

【地域包括ケア推進担当部長】

よろしくお願いいたします。

【広報戦略課長】

矢内真理子保健衛生部長です。

【保健衛生部長】

よろしくお願いいたします。

【広報担当課長】

榎戸研防災危機管理室長です。

【防災危機管理室長】

よろしくお願いいたします。

【広報戦略課長】

高橋征博区民部長です。

【区民部長】

よろしくお願いいたします。

【広報戦略課長】

続きまして、後列になります。

鵜沼秀之都市計画部長です。

【都市計画部長】

よろしくお願いいたします。

【広報戦略課長】

小野光幸土木部長です。

【土木部長】

よろしくお願いいたします。

【広報戦略課長】

阿部英幸施設管理課長です。

【施設管理課長】

よろしくお願いいたします。

【広報戦略課長】

多田栄一郎子ども家庭部長です。

【子ども家庭部長】

よろしくお願いいたします。

【広報戦略課長】

永尾真一障害福祉課長です。

【障害福祉課長】

よろしくお願いいたします。

【広報戦略課長】

吉田雄大教育推進部長です。

【教育推進部長】

よろしくお願いいたします。

【広報戦略課長】

糸日谷友区議会事務局主査です。

【区議会事務局主査】

よろしくお願いいたします。

【広報戦略課長】

では、恐れ入りますが、これより着座にて進行させていただきます。

まず、本日の集いを行うに当たりまして、いくつか連絡事項を申し上げます。

本日の開催時間は全部で2時間、終了時刻は午後5時を予定しております。この時間の中でご意見、ご要望につきまして意見交換させていただきますので、進行のご協力をお願いいたします。

また、意見交換の順番につきましては、お子様のお迎えが必要な団体様を先のほうとさせていただきますので、ご了承ください。

次に、本日の集いの進め方についてご説明いたします。

各団体様からあらかじめご要望等を頂戴しておりますので、初めに私のほうから各団体様のご要望を要旨として申し上げます。続きまして担当部署から要望に対するご回答を申し上げます。その後、各団体様よりご意見をお聞かせいただくという3つの行程で進めさせていただきます。

なお、最後にいただきましたご意見は、担当の所管課に共有させていただき、今後の参考とさせていただきますので、よろしくお願いします。

なお、ご要望の件数が多い団体様は、途中で一旦区切らせていただくなど、こちらで調整させていただきますので、ご了承ください。

こうして一つの団体様との意見交換が終わりましたら、次の団体様に進むという形で進めさせていただきます。

各団体様の時間配分につきましては、ご要望の数によって若干異なりますが、おおむね10分から15分程度と想定しておりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、本日は、手話通訳等をお願いしておりますので、ご発言の際はゆっくりとお話しいただくということも心がけてくださいますよう重ねてお願い申し上げます。

最後に、本日の記録用としまして、この「話し合う集い」の様子につきましては、録音をさせていただきますとともに、会場後方、後ろのほうから写真撮影をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

それでは、本題の各団体との意見交換に入らせていただきます。

では、まず初めに、文京区肢体不自由児・者父母の会様になります。今回7点のご要望をいただいております。

では、まず初めに、ご要望の要旨についてお伝えいたします。

まず1点目、重度肢体障害者のグループホームの設置についてです。

住み慣れた地域で安心して自立した社会生活を送ることができるよう、重度の肢体障害者のグループホームの設置を早急に検討してほしい。

2点目、高校卒業後の通所施設の確保についてです。

高校卒業後の通所施設利用を待機することなく、利用希望者全員が通所できる施設の拡充をお願いしたい。また、建て替えを予定している湯島総合センターなどの整備を検討してほしい。

3点目、諸手当、助成の所得制限撤廃についてでございます。

扶養義務者の所得にかかわらず、一律に必要な手当や助成金を受け取ることができるよう、扶養者の所得制限の撤廃をお願いしたい。

4点目です。医療証マル青の対象年齢延長についてです。

本人が成人年齢に達し、マル障を取得するまでの2年間も、マル青での医療費負担の軽減をお願いしたい。

5点目です。福祉避難所についてです。

一般的な避難所では困難を伴う障害児・障害者は、速やかに直接指定の福祉避難所に避難できるような体制をつくっていただきたい。

6点目、肢体不自由児の放課後等デイサービスの設置、拡充についてです。

北特別支援学校の児童・生徒も利用できる放課後等デイサービスの充実及び昨年度開設した施設について送迎対象となるよう、区から事業者へ働きかけてほしい。

7点目、福祉用具等の給付について、基準額の見直しについてです。

昨今の大幅な物価高を受け、日常生活用具給付の物品それぞれの基準額について、実情に合ったものになっているかを検討し、値段が上がっているものは基準額の再設定をお願いしたい。

以上の7点のご要望について、これより区の所管部署より回答申し上げます。

【障害福祉課長】

まず、重度肢体障害者のグループホームの設置についてです。

重い障害があっても、住み慣れた地域で自立した社会生活を送ることができるよう、在宅生活を維持するための障害福祉サービス事業所の充実や、グループホーム等の整備を図ることが重要であると認識しております。

グループホームについては、社会福祉法人等に対する施設整備費等補助制度の周知を図りつつ、引き続き公有地だけでなく、民有地も含めて整備を促進する中で、重度身体障害者の利用について併せて検討してまいります。

次に、高校卒業後の通所施設の確保についてです。

区は、都立北特別支援学校との間で、生徒や保護者を含めた意見交換や情報共有を定期的に行うなど、卒業後の通所施設利用希望者の把握を行っており、現時点では、通所施設が見つからずに在宅で生活をしている方はいないと認識しております。

希望する方が通所施設を利用できるよう、引き続き、高等部卒業に向けて具体的な通所先の確保に向けた個別の支援を行ってまいります。

また、湯島総合センターは、令和7年3月に策定した整備方針において、新規機能の一つとして障害者ショートステイを整備する計画となっておりますが、生活介護事業所等の通所施設については、社会福祉法人等に対する施設整備費等補助制度の周知を図りつつ、引き続き公有地だけでなく、民有地も含めて整備を促進してまいります。

次に、諸手当、助成の所得制限撤廃についてです。

手当や助成金は、国や東京都の制度では、20歳未満の対象者は扶養義務者の所得での判定とし、所得による制限を設けております。

本区の独自事業においても、所得判定及び所得制限は同じ取扱いとしており、現時点で変更する予定はありませんが、国や都、他の自治体の動向を注視してまいります。

放課後等デイサービスなど児童福祉法に基づく障害児通所支援は、原則としてサービス費の1割を保護者の方にご負担いただきますが、所得に応じた応能負担となっており、国の利用者負担

の軽減制度により、生活保護世帯と区市町村民税非課税世帯は利用者負担ゼロ、世帯の区市町村民税所得割額28万円未満は月額の上限が4,600円、その他の世帯は月額の上限が37,200円となっております。

こうしたことから、利用者負担は一定程度軽減されているものと認識していますので、区独自の利用者負担の軽減については、現時点で実施する予定はありませんが、国や都、他の自治体の動向を注視してまいります。

なお、事前に団体様にお送りしました回答では、その他の世帯の上限月額を37,000円と記載しておりましたが、こちらは記載の誤りとなりまして、正しくは、今、読み上げさせていただきました37,200円となりますので、お詫びして訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

【子ども家庭部長】

続きまして、医療証マル青の対象年齢延長についてお答えいたします。

令和5年度より文京区では東京都の制度による高校生等医療費助成制度、いわゆるマル青を所得制限なしで実施しております。これは高校生年代を対象とした医療費助成制度であり、その年齢を超える助成を行う予定はございません。

一方で、同じく都の制度の心身障害者医療費助成、いわゆるマル障では、20歳未満の対象者は扶養義務者の所得で判定していることは承知しております。この2年間の扱いについては、今後、都や他区の状況を注視してまいります。

【福祉部長】

次に、福祉避難所について回答いたします。

区では、慣れ親しんだ自宅で安心して生活できる在宅避難を推進しておりますが、家屋の倒壊等により在宅避難が難しい方のうち、避難所での生活に支障が生じるなど、特別な配慮を必要とする高齢者や障害者等を対象に福祉避難所を開設します。

また、福祉避難所は、平常時には入所または通所施設等として運営しており、災害時には入所者、利用者の安全確保、施設の被災状況や職員の配置等の確認を行った上で開設する必要があります。そのため、避難される際は、まず、区立小中学校等に設置される避難所へ向かっていただくことを原則としております。

福祉避難所の直接避難については、避難行動要支援者名簿に掲載されている方のうち、旧耐震基準で建てられた自宅に居住する方で、区で定めた二次トリアージ基準、福祉避難所へ避難する方の優先順位を判定する基準です。これら等の要件を満たす対象者に対して、意向調査を行うとともに、福祉避難所との調整を行い、在宅避難が困難な避難行動要支援者の避難が円滑に行われるよう取り組んでおります。

また、直接避難の対象者については、個別避難計画に避難先の施設を記載しており、該当施設には対象者の個別避難計画を提供しております。

今後も継続して直接避難の対象者の調整を行ってまいります。

【障害福祉課長】

次に、肢体不自由児の放課後等デイサービスの設置、拡充について回答いたします。

現在、肢体不自由児が受入対象の放課後等デイサービス事業所が区内に少ないことは課題であると認識しております。

区では、民間事業者による障害児通所支援事業所の整備を促進するため、令和4年度より開所費用等の補助制度を創設するとともに、令和6年度からは、補助限度額及び補助率を大幅に引き上げていますので、区のニーズや補助制度を民間事業者が活用できるよう、周知してまいります。

また、区立放課後等デイサービスについては、各事業所の新年度利用者募集の際に利用規模を踏まえ、送迎する学校を調整していますが、各学校の下校時間が重複しているなどの理由により、希望する全ての方への送迎は難しいことから、送迎希望者の多い学校への送迎を行っております。

なお、リフト付きの送迎車については、運営事業者と利用希望の確認及び検討を進めております。

事業所による送迎が難しいケースについては、通学支援の案内や事業所付近のスクールバスポイントを活用した対応など、個々の状況に応じた支援を行っております。

次に、福祉用具等の給付について基準額の見直しについてです。

日常生活用具の紙おむつの基準額については、令和7年4月より月額を12,000円から13,000円に増額しました。その他の種目の基準額については、国や都、他の自治体の動向を注視しながら検討を進めてまいります。

【広報戦略課長】

続きまして、文京区肢体不自由児・者父母の会の代表者からご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

【文京区肢体不自由児・者父母の会】

〇〇と申します。いつもお世話になりありがとうございます。

今日は当事者であるお母様のほうから質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

父母の会の会員の〇〇と申します。よろしく願いいたします。

このたびは回答、ありがとうございます。

いろいろと障害のある肢体不自由児の子どもを育てる大変さを、私は子どもが、2人とも肢体不自由児なので、いつも大変に思っているんですけども、文京区の様々な制度によって、とても助けられています。ありがとうございます。

所得制限を撤廃することを、今回要望として出させていただいているんですけども、日常の洋服からおむつから、本当に様々なことについて費用がかかります。そして働いたことによって所得が上がっていくごとに、どんどんと助成が切られていって、最終的には放課後等デイサービスも8倍の4,600円から37,200円と、ばんと上がるというような状況になり、そんなときには本当

にどうしたらいいのかなというような状況になっております。なので、なかなかいろいろな制度があって難しいとは思いますが、大変な状況になるということは考えていただければなというふうに思っております。

それと、福祉避難所について、いろいろご説明いただきましてありがとうございます。実際にそういう状況になったときに、どういう行動を取ればいいのかというのを、例えば肢体不自由児・者のために避難訓練というようなことが、不勉強で知らないのであれなんですけれども、もし設けられているようなことがあれば参加したいなというふうに思ったりもしています。

昨日も津波の警報が出まして、私たちは対象ではなかったですけれども、こういうときに、ぱっと動ける、どういうふうにしたらいいのかというようなことを、地震のときや大変なときにシミュレーションができていればいいなというふうに思っております。そういう機会があるといいなと思っております。以上です。

【広報戦略課長】

貴重なご意見、ありがとうございます。いただきましたご意見、ご質問等につきましては、所管のほうに伝えさせていただきます。今後の区政の参考にさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、続きまして、文京区知的障害者（児）の明日を創る会様のご意見、ご要望を伝えさせていただきます。

こちらには10点のご要望をいただいております。件数が多いので、前半と後半に分けて進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、前半のご要望の要旨についてお伝えいたします。

1 点目、24時間体制の緊急時相談窓口の確保についてです。

緊急時受入事業の利用の流れが分かりづらいため、周知や登録促進を行ってほしい。また、計画相談時におけるクライシスプラン作成と相談加算の対応を強化してほしい。

2 点目です。短期入所施設の整備についてです。

文京区内の短期入所施設の整備拡充に加え、施設完成までの間、一時借り上げや公共・民間施設、ホテル等の活用による短期入所枠確保を検討・早急に実施してほしい。

3 点目、日中活動系サービス施設の整備についてです。

地域での生活の場として日中活動系サービス施設のさらなる整備と親子ともに相談のできる障害福祉サービスと介護保険の併用、連携の可能な体制を構築してほしい。

4 点目、知的障害者向けのグループホーム、入所施設に代わる居住施設の整備についてです。

障害者計画に基づいた公有地積極活用による施設整備の推進、複合的共生型施設建設及び既存建物の活用や住戸割当義務化など、柔軟な生活施設確保策、区の主導による施設整備、建設準備体制の確立と運営事業者の幅広い公募を早急に実現するよう区として体制強化と具体的方策を検討・実施してほしい。

5 点目、施設整備のための新たな取組についてです。

施設整備のための新たな取組として、区の縦割り組織を超えた横断的組織の編成、障害者福祉に限らず教育・高齢化対策等を総合的に織り込んだ地域開発もしくはコミュニティ形成に取り組んでほしい。

それでは、ここで一度区切らせていただきまして、前半の 5 点の要望について区の所管部署より回答申し上げます。

【障害福祉課長】

まず、24時間体制の緊急時相談窓口の確保についてです。

令和 6 年10月に開始しました障害者緊急時受入支援事業は、午前 7 時から午後10時まで、緊急時の受入相談を受け付けてから、訪問等による本人の状況確認、受入体制を整えるための職員配置の調整、送迎手段の確保等の準備を経て受け入れしています。受入後は24時間365日の支援体制を整えております。24時間の緊急時相談体制については、夜間帯における受入準備に課題があることから、引き続き検討してまいります。

また、事前の利用登録では、本人の個性や特性、家族の状況などを事前に把握するとともに、個別対応となる移動支援についても、本人・家族、登録の際に同行いただく障害者通所事業所や相談支援事業所等とともに確認しております。こうした手続を行うことで、実際に受入れをした際には、スムーズに利用いただくことができていると認識しております。

通所先のない障害者への周知や登録支援については、障害者就労支援センター及び区内 4 か所に設置している地域生活支援拠点を中心に行ってまいります。

なお、計画相談支援に係る加算については、国の報酬改定や都の動向、他自治体の取組等を研究してまいります。

次に、短期入所施設の整備についてです。

短期入所事業所が区内に少ないことは課題であると認識しております。利用者が希望する支援を受けられるように、事業所との連携をはじめ、区有地活用の可能性も含め、引き続き方策を検討してまいります。

なお、湯島総合センターは、令和 7 年 3 月に策定した整備方針において、新規機能の一つとして障害者ショートステイを整備する計画としております。

次に、日中活動系サービス施設の整備についてです。

障害者施設等の整備を進めるため、まず、公有地を活用した整備については、立地や面積、近隣の環境等を勘案するとともに、様々な行政需要を踏まえ、検討してまいります。このうち、旧アカデミー向丘跡地活用においては、社会福祉法人文京槐の会が大塚四丁目障害者施設を移転し整備する方向で進めており、生活介護の定員拡充とグループホームの新設を行う予定となっております。また、現在、区有地である大塚四丁目障害者施設敷地、未利用国有地である最高裁判所本駒込公邸跡地については、障害者施設を含め、行政需要を踏まえた活用方法の検討を行って

るところです。

民有地については、令和6年度に大幅に拡充した施設整備費等に対する補助制度の周知を図り、民間事業者からの相談にきめ細かく対応することで、整備を促進してまいります。

また、既存の事業所についても、定員変更などニーズを踏まえた障害福祉サービスの拡充等を検討してまいります。

次に、障害者通所施設におけるサービス提供時間の延長については、職員体制や送迎の実施体制の確保などが必要なため、今年度実施を予定している障害者（児）実態・意向調査の結果等も踏まえ、どのような取組が可能か検討してまいります。

また、障害福祉と介護保険のサービス適用関係については、障害者総合支援法第7条において、同法による自立支援給付よりも介護保険法による介護給付が優先する旨が規定されていることから、介護保険サービスを利用可能な障害者等が介護保険未利用の場合には、法の趣旨を説明し、手続を行うよう案内しております。

一方で、介護保険制度への移行の際には、両方のサービスの違いを丁寧に説明し、理解が得られるよう努めるとともに、介護保険サービス利用前から重度訪問介護や居宅介護等の障害福祉サービス利用者には、生活状況に変化が生じないように、サービスの支給量等に十分配慮しているところです。

今後も個別事情に応じ、介護保険にはないサービスを利用する場合や、介護保険制度の範囲内で必要な支援の提供が難しい場合は、様々な状況等を勘案した上で障害福祉サービスの支給を行ってまいります。

【福祉部長】

包括的な支援体制について補足いたします。

本区では、包括的な支援に当たっては、各相談機関が連携し、チームとなって対応することとしております。複雑化、複合化した課題に対応できるよう分野横断的に他機関が連携し、家族全体の支援ができる体制整備を進めてまいります。

【障害福祉課長】

次に、知的障害者向けのグループホーム・入所施設に代わる居住施設の整備についてです。

障害者施設等の整備を進めるため、公有地活用した整備については、立地や面積、近隣の環境等を勘案するとともに、様々な行政需要を踏まえ、検討してまいります。このうち、旧アカデミー向丘跡地活用においては、社会福祉法人文京槐の会が大塚四丁目障害者施設を移転し整備する方向で進めており、生活介護の定員拡充とグループホームの新設を行う予定となっております。

また、現在、区有地である大塚四丁目障害者施設敷地、未利用国有地である最高裁判所本駒込公邸跡地については、障害者施設も含め、行政需要を踏まえた活用方法の検討を行っているところです。

民有地については、就労継続支援B型事業所が昨年度1か所開設したところですが、令和6年

度に大幅に拡充した施設整備費等に対する補助制度の周知を図り、民間事業者からの相談にきめ細かく対応することで、整備を促進してまいります。

なお、住み慣れた地域で暮らし続けることは大切だと考えていますので、共生型の施設など様々な整備手法の事例については、情報収集を行ってまいります。

次に、施設整備のための新たな取組についてです。

短期入所事業所が区内に少ないことは課題であると認識しております。

施設入所支援の施設を区内に新設することは難しいと考えていますが、短期入所事業所については、利用者が希望する支援を受けられるように、事業所との連携をはじめ、区有地活用の可能性も含め、引き続き方策を検討してまいります。

なお、湯島総合センターは、令和7年3月に策定した整備方針において、新規機能の一つとして障害者ショートステイ施設を整備する計画としております。

なお、同一事業所において、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を提供する共生型サービスについては、先行事例の取組等を研究してまいります。

【広報戦略課長】

それでは、引き続き後半のご要望の要旨についてお伝えいたします。

6点目、地域生活支援拠点の五つの機能の整備についてです。

緊急時の受入れ・対応機能の拡充を早急に進めてほしい。体験の機会や場について、現在、計画中の整備事業を実現してほしい。専門的人材の確保等について、事業所だけでなく、区としても対策をしてほしい。

7点目、避難所・福祉避難所についてです。

防災対策として、避難所・福祉避難所の迅速な開設と障害特性への配慮をお願いしたい。

8点目、個別避難計画についてです。

民生・児童委員の方が担当される要支援者の人数が多過ぎることはないか確認したい。

9点目、在宅避難者への支援についてです。

在宅避難者への支援体制を整えてほしい。

10点目、障害者計画の成果報告と検証についてです。

障害者（児）計画に位置づける各事業の実績は、実績報告のみで終わっている。原因検証や次期計画への反映も含めた報告書を作成し、公表してほしい。

以上、後半の5つの要望について区の所管部署よりご回答申し上げます。

【障害福祉課長】

まず、地域生活支援拠点の五つの機能の整備についてです。

障害者緊急時受入支援事業は定員1名、1回につき3泊4日までを原則としております。現在までのところ、緊急事態が重なり、利用できなかった事態は発生していませんが、そのような場合に備え、次の受入先を早急に確保できるよう、区、相談支援事業所、障害者通所施設等による

協力体制の構築に努めているところです。引き続き、緊急時に備え、関係機関で連携して対応するネットワークの構築に取り組んでまいります。

次に、体験の機会・場については、令和9年度に旧アカデミー向丘跡地に移転を予定している社会福祉法人文京槐の会の障害者施設で実施するため、事業者とともに準備を進めてまいります。

専門的人材の確保・養成については、医療的ケア児コーディネーターが昨年は2名増となりました。その他、障害者基幹相談支援センターにおける地域の相談支援体制の強化として、実践報告会や指定特定相談支援事業所連絡会での事例検討会などを通じ、区内事業所の職員の人材育成を進めてまいります。

【防災危機管理室長】

次に、避難所・福祉避難所についてご回答いたします。

区では、災害発生直後から、避難所に参集した誰もが躊躇なく避難所を開設することができるよう、各避難所に避難所開設キットを設置しており、避難所総合訓練等の機会を捉えて、開設キットを活用した開設運用訓練や要配慮者対応訓練を実施しております。

また、避難所運営に当たっては、介護を必要とする高齢者や生活支援が必要な障害者等要配慮者スペースを確保するほか、視覚・聴覚障害者への情報伝達に必要な資機材を備蓄するなど、要配慮者が安心して避難生活を送れる環境づくりに努めております。

続きまして、個別避難計画について回答いたします。

個別避難計画における安否確認者については、より確実な体制を確保するため、原則として要支援者1名に対し、2名以上を指定することとしており、民生委員・児童委員のほか、町会・自治会、要支援者の親族及び近隣に居住する方等のご協力をいただいております。

引き続き、要支援者、安否確認者及び警察・消防等の避難支援等関係者との日頃からの関係構築に努め、地域の実情に合った支援体制を整備してまいります。

続きまして、在宅避難者への支援です。

在宅避難者を含めた避難所外避難者に対しては、区の避難所運営部及び災対区民部地域活動センター班が連携し、町会・自治会や民生委員・児童委員、ボランティア等と協力しながら、物資の配給要望等の情報収集を行うこととしております。

また、現在、都において在宅避難を含めた避難者支援全体の在り方が検討されているため、今後、その検討結果も踏まえ、より実効性の高い支援体制について検討してまいります。

【障害福祉課長】

最後に、障害者計画の成果と検証についてお答えいたします。

グループホームなど障害者施設の運営民間事業者の参入が増えていかない要因としては、収益性の低さや初期投資の高さに加え、土地の価格や建設費の負担、福祉人材不足などの要因が複合的に影響しているものと認識しております。

今年度実施する障害者（児）実態・意向調査では、調査項目を新設し、「グループホームへの

入居希望時期が何年後か」など、具体的な時期や条件を把握し、障害者（児）及びその家族の意向を丁寧に分析する取組を進めてまいります。

今後も障害者及びその家族の意見に真摯に向き合いながら、社会福祉法人等に対する施設整備費等補助制度の周知を図ることにより、引き続き公有地だけでなく民有地も含めて、整備を促進してまいります。

【広報戦略課長】

それでは、続きまして、文京区知的障害者（児）の明日を創る会の代表者様よりご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

【文京区知的障害者（児）の明日を創る会】

文京区知的障害者（児）の明日を創る会の会長をしております〇〇と申します。

私と会員の〇〇からご意見を申し上げます。

最初に、事前に回答書の中で計画の内容とか長期的な見通しについてお示しくださり、ありがとうございます。

いろいろ区として計画をされているということは、よく分かったんですが、障害者施設に限らず、文京区の場合は施設整備をするのに大変何年も時間がかかっています。やはり、できるまでの間というのは、ソフト面での支援体制が必要なもので、そちらの充実も並行して行っていただくようお願いいたします。

専門的人材の確保というところでは、専門家を置くということはされているんですが、量的に人材が足りているかというところへのサポートも、各事業所任せではなくて、処遇改善などは財政的な支援が必要なもので、人数的な確保の面でも区からの支援をお願いいたします。

それでは、〇〇のほうから意見を申し上げます。

〇〇です。本日はありがとうございます。

文京区立本郷福祉センター若駒の里ができて20年、総合福祉センターリアンができて10年が経ちました。この2つの施設を中心にした福祉に支えられて、文京区に住む障害者とその家族は生活することができており、大変感謝いたしております。

しかし若駒が20年、リアンが10年経ち、そして、そのほかの施設も、ほぼ定員がいっぱいの状態になっています。そして、2、3年前から高校を卒業した後、行くところがないというような話を聞くようになりました。今回の回答に大塚四丁目障害者施設敷地、最高裁判所本駒込公邸跡地について活用方法の検討を行っているとのことでした。18歳で高校を卒業した子どもたちが行くところがないということがないように、そして、今、住んでいる方たちが文京区で安心して暮らし続けられますように、今後、10年に向けた施設の整備を行っていただけますように心からお願いいたします。以上です。

【広報戦略課長】

貴重なご意見、ありがとうございました。いただきました内容につきましては、参考にさせて

いただきたいと思います。

それでは、続きまして、文京区医療的ケア児・難病児と親の会「てとて」様になります。

今回、6点のご要望をいただいております。ご要望の要旨についてお伝えいたします。

1点目、医療的ケア児及び難病児の放課後等デイサービスについてです。

区内の医療的ケア児を受け入れる放課後等デイサービスのさらなる拡充をお願いしたい。

2点目、療育機会の損失防止についてです。

医療的ケアのある未就学児が療育機会を損なわないよう移動の支援をお願いしたい。

3点目、レスパイト事業の拡充についてです。

医療的ケア児在宅レスパイト事業について、自宅だけではなく、学校やその他の施設でも利用できるように支援をお願いしたい。また、上限時間について検討していただきたい。

4点目、区立小学校の給食対応についてです。

区立小学校の給食対応について、食形態を調整しながら、同じ給食と一緒に食べられるように配慮していただきたい。

5点目、災害時の支援についてです。

災害時の支援について、医療的ケア児及び難病児が直接避難できる福祉避難所を平時の段階で決めていただきたい。また、災害時要配慮者・福祉避難所検討会に医療的ケア児及び難病児の保護者の参加、もしくは意見の聞き取りをお願いしたい。

6点目、福祉サービスにおける情報連携のデジタル化推進についてです。

福祉サービス利用者の利便性、安心感の向上と現場職員の業務効率化が進むよう福祉サービスのデジタル化を推進していただきたい。

以上、6点の要望について、区の所管部署より回答を申し上げます。

【障害福祉課長】

まず、医療的ケア児及び難病児の放課後等デイサービスについて、お答えいたします。

現在、医療的ケア児等が受入対象の放課後等デイサービス事業所が区内に少ないことは、課題であると認識しております。

区では、民間事業者による障害児通所支援事業所の整備を促進するため、令和4年度より開所費用等の補助制度を創設するとともに、令和6年度からは、補助限度額及び補助率を大幅に引き上げております。

こうした補助制度や区のニーズについて民間事業者に周知を図りつつ、公有地も含め、民間事業者の整備を促進してまいります。

また、元町ウェルネスパークにおける医療的ケア児支援ルームについては、運営事業者である学校法人順天堂に対して、区内の医療的ケア児等のニーズを伝えながら、受入人数やケア内容の拡充について、引き続き協議してまいります。

なお、既存の民間事業所に対しては、医療的ケア児等のニーズを伝える中で、受入れの拡充が

可能かどうか確認するとともに、区立事業所については、受入れについて検討してまいります。

次に、療育機会の損失防止についてです。

移動支援事業は、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出を行う障害者等に対して支援するものとし、さらに通学のための支援を対象に含めているものです。

従前よりお答えしているとおり、医療的ケアの有無にかかわらず、未就学児が同様の外出をする場合については保護者が同行していることから、原則として移動支援の対象としていませんが、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービスについては、個別の事情を勘案した上で、支給可否を決定してまいります。

【教育推進部長】

文京区児童発達支援センターでは、医療的ケア児に限ることなく、区内各所に拠点を設けて送迎サービスを提供しております。保育園への送迎サービスについては、車両・人員・駐車スペースなどの課題が多く、容易に実施することができませんが、引き続き、保育園への送迎サービスについて可能性を探ってまいります。

【障害福祉課長】

次に、レスパイト事業の拡充についてです。

特別支援学校等において医療的ケアを行う看護師等については、学校の設置者が人材を確保し配置すべきものと認識しております。

一方、医療的ケア児在宅レスパイト事業の派遣先を拡大している他区の動向については、情報収集を行っているところであり、派遣先の拡大については、検討を進めてまいります。

なお、本事業による看護師の派遣は、1回当たり4時間までとしていますが、派遣する事業所として可能であれば、1日の複数回派遣を認めております。

【教育推進部長】

次に、区立小学校の給食対応について回答いたします。

文京区では児童数の急激な増加のため、給食室の作業環境に十分な余裕がない状態が続いております。現在、給食室内を最大限活用して、作業エリアや動線を分け、安全に食物アレルギー除去食等が提供できるよう努めております。

医療的ケア児への形態食に対応するためには、作業スペースの確保や衛生面での配慮などの施設環境と人員の配置が必要なため、個別にご相談いただければと存じます。

【福祉部長】

続きまして、災害時の支援についてお答えいたします。

区では、慣れ親しんだ自宅で安心して生活できる在宅避難を推進しておりますが、家屋の倒壊等により在宅避難が難しい方のうち、避難所での生活に支障が生じるなど、特別な配慮を必要とする高齢者や障害者等を対象に福祉避難所を開設します。

また、福祉避難所は、平常時には入所または通所施設等として運営しており、災害時には入所

者・利用者の安全確保、施設の被災状況や職員の配置等の確認を行った上で、開設する必要があります。そのため、避難される際はまず、区立小中学校等に設置される避難所に向かっていただくことを原則としております。

福祉避難所の直接避難については、避難行動要支援者名簿に掲載されている方のうち、旧耐震基準で建てられた自宅に居住する方で、区で定めた二次トリアージ基準、福祉避難所へ避難する方の優先順位を判定する基準のことで、こちらの要件を満たす対象者に対して意向調査を行うとともに、福祉避難所との調整を行い、在宅避難が困難な避難行動要支援者の避難が円滑に行われるよう取り組んでおります。

また、災害時要配慮者・福祉避難所検討会については、福祉避難所で受入れが想定される避難行動要支援者の種別・症状等は多岐にわたることから、その対象ごとの当事者の方に参加いただくことが難しいため、高齢・障害・保健の各分野の区職員や福祉施設職員等に、当事者の視点を踏まえた専門的な知見からの意見をいただきながら対策や支援を検討してまいります。

さらに、医療的ケア児を含む避難行動要支援者の避難生活環境向上のため、今後とも福祉避難所の備蓄物資の充実に努めてまいります。

【障害福祉課長】

最後に、福祉サービスにおける情報連携のデジタル化推進についてお答えいたします。

文京区では、申請者の利便性向上を目的としたDXを推進しており、障害福祉サービスや児童福祉法に基づくサービスについても、電子申請の導入及び検討を進めております。また、区と事業所、さらには事業所間での円滑な情報共有を行うため、掲示板機能を有するシステムの導入を目指し、検討を進めているところです。

ご提案のありました計画、サービス利用状況、避難計画等などのデジタル化と一元管理の推進や、関係機関、家族での共有ができるシステムなどについては、サービスの質の向上や業務の効率化、現場の負担軽減といったことに寄与することから、大変重要な視点であると認識しております。

一方で、情報セキュリティや個人情報保護、安全なデータ共有体制の確立などの課題に加え、運用上のルール構築や、導入する仕組みが実際に実践的で有用なものになるかどうかの検証も必要であると考えております。

こうしたことから、医療・介護分野で活用されているICTシステムの事例を研究してまいります。

【広報戦略課長】

それでは、続きまして、文京区医療的ケア児・難病児と親の会「てとて」の代表の方からご意見等がございましたらご発言をお願いいたします。

【文京区医療的ケア児・難病児と親の会「てとて」】

「てとて」の代表をしております〇〇と申します。今回はお忙しい中、ご回答いただき、あり

がありがとうございました。

会員それぞれから意見がございますので、よろしくお願いします。

〇〇です。今日のご検討いただき、ありがとうございました。

2点目、3点目、4点目について質問をさせていただきたいと思っております。

2点目の療育機会損失防止の移動支援のところなんですけれども、就労サポートといいますか、安心して働く環境づくりということを推奨されているかと思えます。その中でベビーシッター助成ですとか病児・病後児保育の補助などが拡充されているかと思うんですけれども、あとファミサポさんの活用促進ですとか、そういったものがあるかと思うんですが、医療的ケアがあると、なかなかそういったサービスが使えないという状況がございます。そんな中一律に、未就学児の対応は親というふうに言われているところが少し腑に落ちないといいますか、もう少し活用できるサービスというところを検討いただけるとありがたいなというふうに思っております。

ただ一方で、個別に障害福祉サービスについては、支給を検討いただけるとのことで、ありがとうございます。こちらについては、相談について具体的にどのように進めさせていただければよいのかというところを教えていただければなと思っております。

3点目、レスパイトについて、看護師さんの配置については学校でというようなところ、認識されているところはありがとうございます。ただ、どうしても医療的ケアがあると引継ぎの期間というのが長くなりますので、こういった施設を利用する際にと、細かく行程につきましても、医ケアの預かりサービスにつきましても、どうしても引継ぎ期間が長くなるということで、働きながらということになりますと、なかなかその時間を捻出できないというところがございますので、そういったところレスパイトが利用できればというふうに考えております。ご検討いただければありがたいです。

あと4点目、給食について、個別に相談いただけるということになっております。こちらも具体的にどのようにしていけばいいかというところを教えていただければありがたいです。

よろしくお願いいたします。

「てとて」の会員の〇〇と申します。このたびは、お時間ありがとうございます。

私のほうからは項目5の災害時の支援について、2点ほど伺いたいことがございます。

福祉避難所への直接避難ができれば一番ありがたいと思うんですけれども、仮に福祉避難所に直接避難できたとしても、発災後間もなくについては、福祉避難所の開設ができない間、恐らく1週間から2週間ほど一般避難所などに避難する必要があると思います。また、直接避難がかなわずに、区が定めたトリアージ基準から外れた場合は、やはり一般避難所に避難する必要があると思います。もし、仮にそうなった場合に、障害者などのためのスペース確保について十分配慮を区のほうでしていただいているとは思いますが、実際に重度肢体不自由であったり、寝返りを自分で打てず、排せつを全介助でおむつ交換などが必要であったり、食事に全介助を必要とするなど、医療的ケア児の場合は24時間昼夜関係なく気管から吸引を行う、そのときの機械

の音など、そういったものなど様々な音やもしくは弊害があります。一般的に皆さんが多く集まる体育館で避難生活を行うのが難しいケースも、個々の障害者の者にとっては多いと思います。

その場合、福祉避難所の開設などを大規模なものではなく、例えば、指定避難所の建物内に、より小規模で簡易に福祉避難室というような形で、プライベートにケアなどを家族が安心して行いながら避難生活を送れるような空間を確保していただくことはできないか、そちらを希望させていただきたいと思います。

あと、もう一点なんですけれども、災害時要配慮者・福祉避難所検討会については、個々の障害などのケースに応じて、皆さん、障害の症状が多岐にわたるということで、参加のほうは難しいというふうにご回答いただきました。実態としては、そのとおりだと思うんですけれども、それならば、実際に在宅で生活を行っている家族からの避難のときに何をより必要とするかということについて、参加はできずとも、意見の聞き取りをお願いしたいと思います。こちらについて意見の収集を行っていただければと非常に願っております。

私のほうからは以上です。ありがとうございました。

【広報戦略課長】

ありがとうございました。具体的なご事情について、ご説明、ご質問等ありがとうございました。

それぞれ個別に所管のほうに連絡させていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次に移らせていただきます。

続きまして、文京区家族会様になります。今回、3点のご要望をいただいております。

では、ご要望の要旨についてお伝えいたします。

1点目、家族の一時避難場所の設置、また休息避難への補助についてです。

当事者の症状悪化等による当事者からの家族への暴力等により、家族が一時的・緊急的な避難ができる場所の設置や既存の施設の利用、また、民間施設等を利用する際の一時的な金銭的援助等をお願いしたい。

2点目、精神障害への理解、啓蒙のため、「文京MC A家族のひろば」の周知についてです。

関係者以外の周囲の方にも精神障害への理解、啓蒙のため、「文京MC A家族のひろば」の周知をお願いしたい。

3点目、精神症状を抱える方や弱者に優しい街の整備についてです。

街なかや歩行中に気軽にちょっと休める場所、ベンチや公園、わざわざ施設内に入らなくても座れるところなど、精神症状を抱える方や弱者に優しい街の整備をお願いしたい。

以上、3点の要望について所管部署よりご回答を申し上げます。

【保健衛生部長】

まずはご家族の一時避難場所の設置、または休息避難への補助について回答いたします。

当事者が自立して生活していくためには、ご家族と適切な距離を保つことも必要ですが、ご家族が一時的にでも離れることが、当事者の自立を妨げることもあります。ご家族が当事者から離れて生活せざるを得ない状況では、当事者に医療や、その他の支援が必要な場合であり、それぞれのニーズに合わせた様々なサービスを活用して自立した生活につながるよう継続的に相談、支援を行ってまいります。

暴力を受ける場合などには、早急な解決が必要であり、まずはご相談をいただき、地区担当保健師だけではなく、障害者基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等が課題解決に向けて、一緒に考えてまいります。

また、障害福祉サービスである短期入所事業及び緊急時ショートステイ事業は、周囲からの刺激を低減し、当事者が休息できるようにすることで、症状の悪化を未然に防止するとともに、ご家族も休息し、ご負担を軽減することもできるため、ぜひご利用ください。

障害福祉サービスのご利用に当たっては、事前の手续が必要となりますが、当事者やご家族の状況、ニーズを把握し、適切な支援を提供するための重要な相談の機会であると捉えております。

入所等について当事者の理解が難しい場合には自立に向けて、かかりつけ医や訪問看護師等とも連携し、保健師との関係性や、相談体制の構築できるよう働きかけを行います。

また、アウトリーチによる相談、支援も活用し、地域における居場所づくりや障害福祉サービスの利用に向け、継続的に支援を行ってまいります。

【障害福祉課長】

次に、精神障害への理解等のため、「文京MC A家族のひろば」の周知についてです。

文京総合福祉センター祭りでは、障害者基幹相談支援センターのブースにおいて、「文京MC A家族のひろば」の周知を行っているところです。

また、障害者週間記念事業「ふれあいの集い」の展示コーナーにおいても、家族会の活動について、壁面に掲示することが可能ですので、ご連絡ください。

【保健衛生部長】

区は、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加、地域の助け合い、普及啓発が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指しており、精神疾患や精神障害者への理解を進めるための普及啓発は最も重要な要素の一つです。

当事者の方が自らの体験に基づいて他の当事者をサポートするピアサポーター活動が有効であることから、これまで「ピアサポーターを知ってつながる」をテーマに、交流会を実施しております。また、メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識を持ち、地域や職域で活動する人や養成するための「心のサポーター養成研修」を令和4年度から実施しております。

今年度も、地域のサロンや障害者週間の「ふれあいの集い」において、ピアサポーター活動を展開する予定です。

保健所のカウンターでのポスターやリーフレットの配架や、区報やホームページ、イベントなどの機会を活用し、「文京MC A家族のひろば」の活動につきまして、より一層の周知啓発に取り組んでまいります。

また、保健サービスセンターでは、定期的開催される勉強会への保健師による参加や、地域ごとの担当保健師が対応している相談者やご家族の方に対して、貴団体の紹介をしているところです。今後も窓口やイベントなどの事業においてパンフレットなどを配布し、貴団体の日頃の活動につきまして周知をしてまいります。

【土木部長】

最後に、精神症状を抱える方や、弱者にやさしい街の整備についてです。

街なかで気軽に休める場所として、ベンチなどの道路上の休憩施設については、各道路管理者が安全かつ円滑な道路交通確保などを状況に応じて判断し、設置しております。区が管理する区道につきましては、バリアフリー基本構想に基づき、バリアフリー整備等の際に「お休み石」と言っております座れる休憩施設を設置しているところです。

また、公園につきましては、現在、安全で快適な公園を目指し公園再整備事業を行っており、引き続き多様な方々が安心して休息できるような施設整備を進めてまいります。

今後も機会を捉え、街なかにおいて、誰でも安心して休息・休憩できるような施設等の整備に努めてまいります。

【広報戦略課長】

それでは、続きまして、文京区家族会の代表者の方からご意見がございましたら、よろしくお願いいたします。

【文京区家族会】

文京区家族会会長の〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

私どもは、精神障害者を家族に持つ家族の集まり、次いで当事者も含めた集まりとなっております。

日頃より当家族会について、皆様からご協力、大変感謝しております。ありがとうございます。

今回、ご要望を3点出させていただきました。毎年いろいろと手を替え、品を替え出しているんですけども、要望書につきましては、昨年度も同じ要望を出しております。回答につきましても、同じような回答をいただいております。

まず、精神障害者の症状について、ご存じないという方も数多くいらっしゃると思うんですけども、8050、9060ですか、問題がもう顕著ですけども、親も高齢になってまいりまして、当事者からの暴言、暴力、今まで耐えてきた、それにだんだん耐えられなくなってきております。外とか通所している方でも、家に帰れば、長々と親を拘束し長時間いろんなことをずっとしゃべって、なかなか寝かせてくれないとか、あとは暴力に走る陽性症状のときもございません。そういうときは、警察とか入院のお世話になるとは思うんですけども、それをなかなかよ

しとしない当事者もいるので、家族が耐えているというところが現状です。

このような場合に、今まで保健師さんとか地域のいろいろな支援者の方にご相談して、一時的に、またはそれを機会にということで、別居をされるという方が何人か会員さんの中からもいらっしゃいました。そのときは本当に皆様のご協力があって助かったというふうに伺っております。

ただし、そういった形で解決というのは、本来は望まないとは思うんですけども、1点、ご回答の中で一時的に離れることが本人のためにはならないというふうになっているところは、ちょっと引っかかりを感じるんですけども、それを機会に当事者の自立と家族の自立というのを促していくというところで、皆さんで力を合わせてやっていくのがいいんじゃないかなというふうに考えています。

その際に、当事者が避難する場所として、福祉避難所とか、ショートステイとかがあると思うんですけども、なかなか精神の方の場合は自分から行くということができない方が多くて、やむを得ず、家族がホテルを借りたりとか、避難するという形が本当に多いんですね。ただし、その場合も自分がいた家の家賃を払いながら、自分たちがまた別に暮らすアパートやホテル代も負担するということが多いので、金銭的な補助とかがあれば大変助かるかなというふうに思います。もちろん、制限などは必要と思うので、その辺は検討していただいて、できれば、少しでも助けをいただきたいというところです。

あとは文京MC A家族のひろばというのは、私どもが年6回行っている勉強会なんですけれども、こちらの周知につきましては、日頃から皆様のご協力、ありがとうございます。ぜひ、また来年度、区との協賛か何かをさせていただいて、広く周知していきたいなというふうに考えていますので、よろしくお願いいたします。

今回も、区の職員さんの方々も異動とかがあって、精神障害の方に対する勉強がなかなかできないというところもあると思いますので、大変僥越ではありますが、私どもの活動のリーフレットと次回開催のご案内をそちらの机の上に置きましたので、もし、ほかの障害者団体の方々もご希望がありましたら、お帰りの際に持って帰っていただけたらというふうに思います。

あと3点目は、うちの娘の症状とかもあって、バリアフリーに関して、今年、アンケートが来ていたので、それに関連してお願いしたということなんですけれども、お休み石というのはとても良いなというふうに思います。ただ、ちょっと知らなかったもので、どの辺にあるのかなというところが知りたいところです。

この間、ドラマだったと思うんですけども、何かで見たんですが、一人の小さな声が全体を表しているというか、全体に通じるというところがあるということでしたので、ささいな問題や困り事でも声を出していきたいなというふうに考えています。障害者を含め弱者が暮らしやすい文京区になるのかなというふうに考えています。

ありがとうございました。

【広報戦略課長】

ありがとうございます。いただいたご意見、参考にさせていただきたいと思います。

続きまして、文京区肢体障害者福祉協会様になります。

今回2点のご要望をいただいております。

では、要旨についてお伝えいたします。

1点目、車椅子他肢体障害者が歩く場所・足元が悪い箇所の補修についてです。

区内の道路・歩道など、車椅子や肢体障害者が歩く場所や足元の悪い箇所の補修をお願いしたい。

2点目、バリアフリーの店舗を増やしてほしいです。

コンビニやスーパーなど歩道と店舗の前の段差がある店が多く、また、スロープがあっても、付添いがいないと上がれないことがあるため、バリアフリーの店舗を増やしていただきたい。

以上、2点のご要望について所管部署より回答申し上げます。

【土木部長】

まず、車椅子他肢体障害者が歩く場所・足元が悪い箇所の補修について回答いたします。

ご指摘の区役所前の交差点、春日通りになります。ここは国が管理する道路であるため、道路管理者である国土交通省関東地方整備局東京国道事務所万世橋出張所にご意見をお伝えいたしました。

区が管理する区道につきましては、区職員による日々の巡回や道路アセットマネジメント計画に基づく計画的な調査及び補修により良好な状態を保つよう努めているところです。

今後も、道路を良好な状態に保つよう努めてまいります。具体的に補修等が必要な箇所がありましたら、大変お手数ですが、お問合せください。

なお、要望箇所につきましては、LINEアプリを活用した通報もできますので、ご利用ください。

【区民部長】

バリアフリーの店舗を増やしてほしいについて回答いたします。

区では、区内の店舗において割引販売事業等を実施する店舗を対象に、店舗のバリアフリー化などの社会的障壁の除去のための取組に係る経費の補助を実施しております。

引き続き、店舗において、社会的障壁の除去のための取組を含む社会的課題の取組を支援してまいります。

補助金申請書を確認したところ、スロープの設置、手すりの設置、筆談ボードの設置、障害者アートを活用したノベルティの作成などが計画されています。

【都市計画部長】

次に、店舗の新築または改修を行う場合は、東京都福祉のまちづくり条例に基づき、店舗前に段差を設けないことなど、誰も安全で安心して利用できる施設となるよう指導を行っております。引き続き、誰も快適に移動できるまちの実現に向けて取組を進めてまいります。

【広報戦略課長】

それでは、続きまして、文京区肢体障害者福祉協会の代表者の方からご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

【文京区肢体障害者福祉協会】

文京区肢体障害者福祉協会の〇〇と申します。よろしくお願いします。

いつも肢体障害者のことに関しまして、いろいろご助力いただきありがとうございます。

この店舗のことなんですけれども、私たち肢体障害者の会としまして、今、親が亡くなり、伴侶がいなくて、一人暮らしの障害者が増えているんです。それで、やっぱり一人暮らしの障害者の方は付添いが誰もいないので、買物に行くとか、そういうのは一人で行って、一人で帰ってくるということが多いので、雨が降るせいで店舗が高くなっちゃうんですね、雨が入らないようになっていて。新しい店舗に関してはスロープとか、そういうのもあるところもあるんですけども、ただ、スロープはスロープでも、段差があるところに4分の1の半月のスロープを置いてあるところとか、それだと、電動車椅子の方とかは角度が急になっちゃって入れないんですね。結局、置いてあるだけなので、スロープがあるよというだけで、結局、そこは角度が急になってしまっただけで入れないんですね、電動車椅子の人は。ですから、普通のスロープがあったほうがいいんですけども、そういう店舗があったり、あと、スロープはあるんですけど、スロープの先のドアが自動ドアではなく、押す式、ぽんと押さないと開かないドアになっていると、半身不随の人で片手で電動車椅子をやる方は、スロープは上がれるんですけど、その先のドアを押すことができないんですよ。だから、そういうこともあって、その店舗は入れないということになってしまったり、歩道と車道の幅が、うちの近くのスーパーでも5センチ以上あるので、そこは全部高くなっちゃっているんです。どこか1か所をスロープにしていただけであれば入りやすいんですけども、店舗の中には、昔はなかったんですけど、搬出搬入用のエレベーターがあるんです。1階と2階にありまして、そこはカートを押す方はエレベーターを自由に使ってくださいという表示に何年か前からなったんです。だから、車椅子の人も入れるには入れるんですけど、ただ入り口自体がもう入れない、段差があって入れないので、せっかくそういう配慮をしてくれても、その段階で入れないということもありますので、一応、後ろにはスロープの小さいのもあるんですけども、やっぱり入りにくいというのもありまして、知らないという方もいらっしゃると思うんですけど。

あと、あまり言っちゃいけないのかもしれませんが、銀行に行くにしてもATMが最近はできていますけど、文京区には、特にみずほ銀行のATMがなくなってきているんです。ここの区役所のみずほ銀行も、一般の人は1階のATMは使えますけど、10階の銀行は使えないんです。そういうときに、何か聞きたいとかというときに、店舗に行きたいというときには、近くに店舗がないので、本郷のほうまで行かなきゃいけないんです。本郷三丁目のほうまで行かないとみずほ銀行がないということがありまして、近くのATMも前はスロープだったんですけども、最近

なぜかスロープがなくなって、5センチぐらいの段差になっているんです。だから、そういう電動車椅子の人も肢体の人も、5センチのスロープを上がるにしても、電動車椅子の人は上がりませんが、そこは使えないということになってしまうので、そういういつの間にかスロープがない状態に戻ってしまうところもあるので、そういう点では、使いやすい肢体の杖の人も、松葉杖の人も、電動車椅子の人も手動の車椅子の人も使いやすい、皆さんが使いやすい店舗になってほしいと思います。以上です。

【広報戦略課長】

貴重な情報、ありがとうございました。参考にさせていただきたいと思います。

それでは、続きまして、文京区視覚しょうがい者協会様のほうに移りたいと思います。5点のご要望をいただいております。

要旨についてお伝えいたします。

1点目、同行援護事業についてです。

視覚障害者の安心で安全な外出のため同行援護事業の柔軟な対応を引き続きお願いしたい。

2点目、音響式信号機等に関する問題についてです。

音響式信号機に関する問題、エスコートゾーンの増設や修繕に関して、直接警察の担当者に伝えられるよう引き続きご協力いただきたい。

3点目、点字ブロックの設置についてです。

区道の点字ブロックについて、予定どおりの整備と合わせて、ブロックがあれば危険が回避されると感じている場所の仮説も考えていただきたい。

4点目、情報のバリアフリー、施設予約ネット、ハザードマップ等についてです。

施設予約ネットの利用が困難な状況にある。また、ハザードマップの内容をパソコンで知ろうとしても、どんな情報があるか分からない状況にあるため、ウェブアクセシビリティ方針に掲げられているとおり、利用される全ての方が快適に閲覧できるホームページを目指していただきたい。

5点目、視覚障害者の雇用支援についてです。

視覚障害者の雇用支援のために、高齢者マッサージサービスを継続していただきたい。

以上、5点のご要望について所管部署よりご回答いたします。

【障害福祉課長】

まず、安心・安全な歩行についてお答えいたします。

同行援護サービスについては、今後も、個別の事業を勘案した上で、支給決定していくとともに、事業所に対して、安全なサービスの提供を働きかけてまいります。

【土木部長】

次に、音響式信号機等に関する問題についてです。

昨年度に引き続き、音響式信号機やエスコートゾーンに関するご要望がありましたら、設置者

である警察にお伝えいたしますので、ご相談いただきたいと存じます。

次に、点字ブロックの設置についてです。

区では、東京都福祉のまちづくり条例等に基づき、視覚障害者誘導用ブロック等の整備に努めております。また、バリアフリー整備工事等の際には、必要に応じて当事者の方々と現地で立会いの上、可能な限りご意見・ご要望を設計に反映している状況です。

今後も、視覚障害者誘導用ブロック等の整備に努めてまいります。具体的に改善等をご要望される箇所がありましたら、大変お手数ですが、お問合せいただきたいと存じます。

【区民部長】

情報のバリアフリーについて回答いたします。

施設予約ネットのホームページでは、視覚障害者も利用できるよう音声読み上げ機能を有しているほか、利用者の視力に合わせて背景色を変えられる機能あり、情報アクセシビリティの向上に努めています。

次に、システムの操作方法についてですが、施設所管課と連携し、各施設の受付窓口の職員が対応できる体制を構築できるよう努めてまいります。

【防災危機管理室長】

ハザードマップ等、ホームページにおける画面コンテンツについては、代替テキストやキャプションを適切に設定するなど、改善に努めてまいります。

また、耳で聴くハザードマップについては、アプリを提供する民間事業者がホームページにて操作手順を紹介しておりますが、ご不明な点がありましたら、防災危機管理課の窓口や訓練の機会において、操作のサポートをいたします。

【地域包括ケア推進担当部長】

次に、視覚障害者の雇用支援についてですが、区の高齢者マッサージ事業は高齢者の健康維持や増進を目的として、視覚障害者の方も在籍している区内マッサージ師会のご協力の下、実施しております。令和6年度は延べ1,180の方が利用しており、大変好評でニーズの高い事業となっております。引き続き、ご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

【広報戦略課長】

それでは、続きまして、文京区視覚しょうがい者協会の代表者様からご意見がございましたらよろしくお願いいたします。

【文京区視覚しょうがい者協会】

文京区視覚しょうがい者協会の〇〇といたします。

今日は副会長の〇〇と、あと二人の同行援護者、ガイドヘルパーの4人でここに参加しています。

区長をはじめ、本当に区役所の皆様にはお世話になっていてありがとうございます。

この会が始まるに当たって、区長がマイクを外してお話をされました。多分、〇〇と〇〇は、

今日はマイクなしでやるのかと喜んだと思うんです。そして、このマイクの調子の悪さも、私たちにはとても心地よいもので、ああよかったと思います。

なぜ、そうなのかという説明は、きっとちゃんとしなくちゃ分からない。この説明と同じように、今回、誘導ブロックの設置とか、今回記しませんでしたけれども、2センチの段差の確保が命を守るために一番必要ということで、いろいろ言っているんですけど、どうしてこれが視覚障害者にとって必要なものなのかということが、なかなか皆に分かってもらえていない。その情報の発信そのものが私たち視覚障害者の団体では、発信の力が弱いと反省をしているところです。

今回の回答に関しては、何もないです。本当にありがとうございますという一言です。強いて言うならば、ウェブアクセシビリティのところで、今回、どんどんWebというか、さっきもLINEアプリで何ができるのかなと、ドキドキするんですけど、本当にやりやすいものにしてほしい。音声が出ればいい、白黒判定になれば見やすくなるということではないと思うので、その辺のやりやすさ、どんどん研究していただきたいと思います。

余計なことなんですけれども、視覚障害者は情報障害者と言われています。本当に目から入ってくる情報がたくさんあって、それが無いということは本当につらいかなと思っています。

そして全国では32万人、これは役所の方も分かっていると思うんですけど、32万人の視覚障害者がいます。その中の3万人が全盲と言われる人たちです。ただ、眼科の先生たちに言わせると、本当は160万人からの見えない、見えにくい人たちがいるんだという事実があります。この160万人の人たちが快適に安全にまちを歩けるように、そして生活できるようにしていくためのものを微力ながら当会でも頑張って発信していきたいと思いますので、区役所の皆さんもどうかお力を貸してください。よろしくお願いします。

【広報戦略課長】

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、文京区聴覚障害者協会様になります。今回、15点のご要望をいただいておりますので、前半に分けて進めさせていただきます。

それでは、前半のご要望について要旨をお伝えいたします。

1点目、聴覚障害者用タブレットの貸与についてです。

情報収集にも意思疎通にも対応できる聴覚障害者用タブレットの貸与、また、利用についての説明や習得等の支援、利用にかかる経費の負担をお願いしたい。

2点目、居住地域の避難訓練参加への協力についてです。

地域の避難訓練計画、要支援者個別避難計画への当事者参画、居住地域の避難訓練参加へ協力をいただきたい。

3点目、コミュニケーション支援ボードの改訂、手話通訳者へのビブス支給についてです。

コミュニケーション支援ボードを聴覚障害者向けに改訂、手話通訳者へのビブスの支給をお願いしたい。

4 点目、遠隔手話通訳に必要な端末の貸与についてです。

情報保障・意思疎通の環境を充実させるために遠隔手話通訳に必要な端末を貸与していただきたい。

5 点目、シビックセンターと各施設の情報保障等についてです。

シビックセンター 1 階総合受付や 2 階窓口等の聴覚障害者対応を改善していただきたい。また、民間の電話リレーサービスやヨメテルの広報活動をお願いしたい。並びにホームページに手話リンクを採用していただきたい。

6 点目、ケーブルテレビの手話番組の拡大についてです。

ケーブルテレビの手話番組を増加していただきたい。また、手話付番組の選定に当事者意見を反映していただきたい。

7 点目、難聴者向け施策の充実についてです。

補聴器購入助成の P R、各種イベントでの補聴器相談及び聴力検査などの難聴者向け施策の充実をお願いしたい。

それでは、ここで一度区切らせていただき、前半の 7 点について所管部署よりご回答申し上げます。

【防災危機管理室長】

それでは、聴力障害者用タブレットの貸与について回答いたします。

区では、ホームページや防災アプリのほか、エリアメール、Lアラート、SNS 等、複数のツールを活用し、全ての方に災害情報が確実に届くよう努めております。

また、避難所には、手話通訳アプリがインストールされたタブレット端末を配備するほか、当事者団体の要望を伺いながら、手書き電光掲示板を全避難所に配備するなど、聴力障害者に対する情報伝達が確保されるよう取り組んでいるところです。

現在のところ、平時からタブレット端末を貸与する予定はございませんが、引き続き、全ての方に対する丁寧な情報伝達に努めてまいります。

次に、避難訓練参加へのご回答をいたします。

区では、避難所総合訓練等の機会を捉えて、要配慮者対応訓練を実施しており、訓練によっては、当事者の方にもご参加いただいております。また、避難行動要支援者の個別避難計画の作成に当たっては、ご本人の状況や意向等をお伺いしながら、実情に沿った計画となるよう、支援をしているところです。

今後も、避難所運営協議会等の意向も踏まえつつ、避難行動要支援者が参加・参画できる訓練等について検討してまいります。

次に、コミュニケーション支援ボード等についてご回答いたします。

現在、区では、避難行動運営ガイドラインの改訂に向けた検討を進めており、避難所における要配慮者への対応についても、重要な課題の一つと捉えております。区では、当事者団体のご要

望も伺いながら、必要な資機材を備蓄しておりますが、今後、避難所運営ガイドラインの改訂も踏まえ、コミュニケーションボードの改善や手話通訳者用のビブスの必要性等について検討してまいります。

【障害福祉課長】

次に、遠隔手話通訳に必要な端末の貸与についてお答えいたします。

遠隔手話通訳を行うためのタブレット端末については、既に障害福祉課に貸出用の端末を2台備えており、令和6年度より、対面による手話通訳よりも有効であると考えられる場合に、タブレット端末による遠隔手話通訳を利用できるよう、利用要件を拡大しているところです。

また、令和7年度より、遠隔手話サービス事業を開始し、シビックセンターの窓口や区有施設において、手話通訳者が同行できない場合でも手話でコミュニケーションを取ることができる環境の整備に取り組んでおります。

【企画政策部長】

遠隔手話通訳クラウドサービスや多言語翻訳アプリ、Webページ検索など、住民手続窓口における多用途なデジタル機器として、タブレット端末の配置を進めており、スマートフォン等の端末をお持ちでない方でも、窓口において遠隔手話通訳が利用できるよう環境の整備を図っております。

【施設管理部長】

次に、シビックセンターと各施設の情報保障、意思疎通体制の整備について回答いたします。

現在、1階のインフォメーション受付では、耳の不自由な方に向けて筆談や、多言語対応タブレットでテレビ電話方式の手話通訳アプリによって対応しているところです。

また、筆談対応していることを掲示して分かりやすく周知するとともに、障害福祉課の実施事業である遠隔手話通訳サービスのQRコードを新たに設置しております。

今後とも、情報アクセシビリティの向上を図るため、最新機器の動向等を研究してまいります。

【障害福祉課長】

令和6年度に発声や聴覚に障害のある方、外国人の方等とのコミュニケーションの円滑化を図るため、音声文字化・多言語翻訳機能を有する透明ディスプレイを障害福祉課と幼児保育課にモデル的に設置し、窓口でのコミュニケーションに活用しているところです。一定数の利用実績が確保でき次第、運用の検証を行ってまいります。

また、令和7年度より、遠隔手話通訳サービス事業を開始し、シビックセンターの窓口や区有施設に置いて、手話通訳者が同行できない場合でも手話でコミュニケーションを取ることができる環境の整備に取り組んでおります。

今後も各課の窓口の状況に合わせた取組がなされるよう、引き続き、意思疎通促進条例の趣旨や合理的配慮の提供について、全庁的に周知してまいります。

次に、電話リレーサービスや「ヨメテル」については、サービスの存在と仕組みを区職員、公

共機関、事業者、区民等が理解することにより、安心して活用できる環境整備につながると考えておりますので、全庁的な周知や、機会を捉えた事業者等への周知を行ってまいります。

【企画政策部長】

次に、手話リンクについて回答いたします。

区では、情報取得や意思疎通について配慮が必要な方々に対して、適切な支援が行われるよう努めております。その一環として、「電話リレーサービス」を導入しております。

今後、区ホームページでも電話リレーサービスの活用についてご案内するなど対応してまいります。つきましては、現段階で「手話リンク」を導入する予定はございません。

次に、ケーブルテレビの手話番組の拡大について回答いたします。

現在の手話付番組の本数については、令和2年度の番組制作委託事業者の選定に当たって、事業の見直しを行った際、令和3年度移行の年間の制作番組本数が大幅に減少することとなったため、他の番組と同じく番組数を減らしたものです。

番組の手話通訳につきましては、区内の聴覚障害者が理解しやすいよう、区内の手話通訳団体に委託し、区在住の聴覚障害者向けに簡略化するなどの工夫を行っていることから、収録までには映像が完成してから、一定の作業時間が必要であり、放送時から手話を付与することが難しいのが現状です。

そのため、文京区民チャンネルでは、番組放送時から全番組に字幕をつけて放送しておりますが、今後も全ての方に分かりやすい番組制作の工夫を検討してまいります。

令和6年度から文京区民チャンネルでは「文京区手話言語条例」に関連する番組の制作を行っております。その際には文京区聴覚障害者協会の皆様と実際にお会いし、番組制作に関する意見を伺ったり、番組にもご出演いただいております。今後は、このような機会に手話付番組の選定についてもお話をお伺いし、番組の選定に意見を反映させてまいります。

【地域包括ケア推進担当部長】

加齢による難聴への施策についてでございます。

65歳以上の難聴者への施策として、区では、補聴器購入費用助成を実施しており、7年度からは対象や助成上限額を拡大し、区報や区ホームページ等で周知してまいります。

購入時及び購入後のフォローについては、補聴器は精密医療機器であり、個々に状況が異なるため、購入される店舗等で個別に相談していただくべきものと考えております。

また、区では、補聴器購入費用助成の申請に当たり、医師の意見書の提出を必要としておりますが、区内医師会の耳鼻咽喉科医と連携を図り、その作成料を定めております。言語聴覚士とは高齢者安心相談センターを中心に、相談者の個々の状況に応じて、都度連携を図っており、補聴器専門店との連携としましては、当該事業のご案内リーフレットにおいて、補聴器に関する正しい知識と技術を持った認定補聴器技能者が在籍する販売店等の情報サイトをご案内しております。

補聴器相談や聴力検査し、耳鼻咽喉科や専門店での相談をお勧めしており、各種イベントでの

実施の予定は今のところございません。

様々な種類の補聴器があることから、電池代の購入補助は考えておりません。

なお、聞こえの支援事業について、他自治体の事業を注視してまいります。

【広報戦略課長】

では、続きまして、後半のご要望についてお伝えいたします。

8点目、介護保険課等各課の施策の分かりやすい説明についてです。

各課の施策、お知らせを分かりやすい説明や、手話による説明をお願いしたい。

9点目、バリアフリー構想次期計画への幅広い当事者の参画についてです。

文京区バリアフリー構想次期計画に、情報と意思疎通のバリアフリー対策をしっかりと反映させるため、幅広い当事者の参画をお願いしたい。

10点目、障害者実態調査の内容と方向についてです。

障害者実態調査について、手話言語での質問と回答ができるようにしていただきたい。

11点目、ハートフルプランでの二つの条例に基づく施策の計画と目標の設定についてです。

ハートフルプランに二つの条例に基づく施策の計画と目標としてケーブルテレビの手話付番組数や遠隔手話通訳の利用数などを設定していただきたい。

12点目、手話通訳派遣体制の確立についてです。

手話通訳者の派遣体制について、二つの条例の施行にふさわしい体制として、報酬の改善や研修の内容の拡大、充実等を整備していただきたい。

13点目、区報とケーブルテレビでの条例の広報、事業者への広報についてです。

区報とケーブルテレビで条例の広報活動を続けていただきたい。併せて、区から事業者への広報活動もお願いしたい。

14点目、教育現場の相談体制、当事者関与についてです。

教育現場の相談体制、当事者関与等について手話での説明をお願いしたい。

15点目、区議会審議の情報保障の拡大についてです。

常任委員会の生中継の早期実施や報酬の改定等、区議会審議でも情報保障の拡大を引き続きお願いしたい。

以上、後半8点の要望についてご回答申し上げます。

【障害福祉課長】

まず、各課の施策、お知らせ等の分かりやすい説明、手話による説明についてです。

区の様々な施策などについて、区民等に情報提供等をする際には、障害福祉課が作成した「カラーユニバーサルデザインを含む情報ガイドライン」に基づき、文字のレイアウト、分かりやすい文章、背景と文字のコントラストなど、障害の有無にかかわらず、誰も分かりやすい内容にするよう取り組んでいるところです。

また、各課の事業内容等について、手話による説明を希望される場合は、シビックセンターに

については障害福祉課に配置している手話通訳者による通訳、シビックセンター内については、今年度開始する遠隔手話通訳サービスによる通訳が可能ですので、ご相談ください。

区の施策や制度等の情報が分かりやすく行き届くよう、引き続き、意思疎通促進条例の趣旨や合理的配慮の提供について、全庁的に周知してまいります。

【都市計画部長】

次に、文京区バリアフリー基本構想策定時に幅広い当事者の参画についてお答えいたします。

移動等の円滑化の促進のためには、施設や道路の整備だけでなく、心のバリアフリーや情報バリアフリーといったソフト面での対応も大切であると認識しております。

現在、バリアフリー基本構想の改定を行っておりますが、去る6月26日に実施しました地域懇談会には、幅広い当事者の方にご参加いただいたところです。また、来年度に予定しております、まち歩きワークショップにおきましても、同様に当事者の方に参加いただきたく準備しているところでございます。

引き続き、幅広い当事者の方に参加いただきながら、基本構想の改定を進めてまいります。

【障害福祉課長】

次に、障害者実態調査の内容と方法についてです。

聴覚に障害のある方で調査票の回答にお困りの場合は、障害福祉課に配置している手話通訳者による対応も可能ですので、窓口にお越しの際にお声がけください。

今後、手話動画の提出、DVDでの提出のご要望があった場合には、内容を丁寧にお伺いし、対応を検討してまいります。

次に、ハートフルプランに二つの条例に基づく施策の計画と目標の設定にしてほしいということについてお答えいたします。

区では、障害者・児計画において、情報のバリアフリーの推進を掲げており、昨年度は手話言語条例や障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例を施行し、区の窓口において、透明ディスプレイの導入や遠隔手話通訳サービスの開始など、計画を具体的に進めるための環境を整備しているところです。

来年度策定する障害者・児計画における情報分野の取扱いについては、技術革新が著しい分野であるため、計画事業の内容や数値目標の設定等については、計画全体のバランスや技術の進歩の観点も踏まえて検討する必要があると考えています。このため、計画策定に当たっては、地域福祉推進協議会障害者部会や地域福祉推進協議会などでご意見を伺いながら進めてまいります。

次に、手話通訳派遣体制の確立についてです。

まず、手話通訳者派遣の報酬は、令和5年度に1時間目4,000円、以降1時間ごとに1,000円となっていたところ、手話言語条例を施行したことから、令和7年度より、1時間目5,000円、以降30分ごとに1,500円に単価を引き上げたところです。本区の報酬額は23区の中でも高い金額となっていることから、現時点では、報酬を増額することは考えていませんが、他自治体の動向を

注視してまいります。

次に、登録手話通訳者のスキルアップを目的とした研修会については、令和5年度までは年6回実施していましたが、令和6年度より新たに新規登録者向けに年3回の研修を行うなど、充実を図っているところです。今後も社会環境や聴覚障害のある方の生活実態等を踏まえ、研修テーマや内容を検討し、実施してまいります。

最後に、地域生活支援事業の意思疎通支援事業以外の手話通訳者の派遣に係る事務については、文京手話会のご意見を伺いたいと考えております。

次に、二つの条例の啓発についてなどです。

条例を施行した昨年度は、「文京区手話言語条例」及び「文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」について、文京区聴覚障害者協会、文京手話会にご協力いただき、区ケーブルテレビによる周知啓発のための番組を作成するとともに、ワンポイント手話を区報に掲載しました。実際に、区のケーブルテレビの番組を見たことがきっかけで、手話サークルに入会された方がいらっしゃったとお聞きしております。引き続き、手話啓発のための番組作成を検討するなど、広報に努めてまいります。

また、二つの条例について分かりやすくまとめたパンフレットを昨年度作成しましたので、各課における条例趣旨の理解促進に活用するとともに、事業者に送付することで、広報に努めてまいります。

【保健衛生部長】

教育現場の相談体制、当事者関与について回答いたします。

保健サービスセンターで実施する乳幼児健康診査や各種相談事業では、聴覚障害をお持ちの方に対して筆談で対応しておりますが、7月から利用開始となる遠隔手話通訳サービスも活用しつつ、今後も必要な情報を確実に提供し、お子様と保護者の皆さんが安心して過ごせるよう、切れ目ない支援を続けてまいります。

【教育推進部長】

教育センターでは、今年度より多言語対応タブレットを導入いたしましたので、ご希望がある場合には、相談や療育の際にテレビ電話方式による手話通訳をご利用いただくことは可能でございます。

【区議会事務局主査】

続きまして、区議会常任委員会の生中継早期実施等についてご回答いたします。

区議会常任委員会及び特別委員会のインターネット中継については、決算審査特別委員会及び予算審査特別委員会のインターネット中継の効果や課題を踏まえて、現在、議会内で検討を進めております。

手話通訳者の報酬改定等につきましては、議会手話通訳については、令和7年度、最初の1時間の謝礼額を3,000円から5,000円に改定したところです。謝礼額等については、今後とも区側の

動向を踏まえつつ、議会内で検討してまいります。

手話通訳者の議会通訳に関わる研修の実施等につきましては、今年度6月定例議会により開始いたしました手話通訳者派遣の対象拡大に当たりまして、文京手話会に対しても、区議会委員会運営に関する研修を行わせていただきました。今後も必要に応じて議会に関する研修を実施してまいります。

【広報戦略課長】

それでは、続きまして、文京区聴覚障害者協会の代表者様からご意見等ございましたらお願いいたします。

【文京区聴覚障害者協会】

京区聴覚障害者協会、副会長の〇〇です。

たくさんの要望に対して丁寧なご回答、本当にありがとうございました。手話言語条例と情報コミュニケーション促進条例ができて、1年4か月で、ご回答にありましたように、様々な分野で私たちのためにご配慮いただいているということが分かりました。

それで、要望は、災害対策問題について絞りたいと思います。実は今年1月の文京区の新年の挨拶の会で、区長がご挨拶で一番最初に申し上げられたことが災害対策の強化、その次の白石議長のご挨拶も最初も災害対策だったんですね。いかに文京区が災害対策を重視しているかということが分かったと思います。

しかし、今日ここに参加されている各団体の要望の中の全てに災害問題が、避難所問題がある。これはなかなか遅々として解決されていないんじゃないか。7月10日には線状降水帯による大雨警報、それから、昨日はカムチャツカ半島の地震警報などがありました。私たちは、あの大雨が聞こえない。警報が鳴ったことが分からない。火事があったときにも、ドアを出たら火があったというようなことが起きかねないので、非常に危惧しているわけですが、ここで災害時に聴覚障害者、あるいは全ての区民、障害を持つ方々にどうやって災害時の警報、あるいは避難の誘導をするかというのはとても大事だと思うんですが、私たちは、その対策の一つとして、聴覚障害者にタブレットを貸与してほしいというお願いをしました。障害福祉課のほうから2台用意してあるということなんですが、私たちの会員だけでも40人以上いまして、文京区全体で100人を超える聞こえない、聞こえにくい方がいますので、2台の貸与を拡大していただけるのか。

これはなぜ貸与かということ、私たち身体障害者の日常生活用具にタブレットは適切ではないということを厚生労働省が言っているんです。なぜ適切でないかということ、タブレットは一般に普及しているものだからということなんです。身体障害者の福祉用具はそれぞれの障害者の障害の程度とか内容によって専用の器具ですとか、補助具とかがあると思うんですけれども、タブレットは、見た目は一般の形をしているんですけども、中に入れるソフト、アプリによって障害者専用の端末になる。見た目で判断しちゃ駄目なんです。用具の本質、私たちは情報の障害者なんです。情報の障害を補うものがタブレットという形で、情報を補うアプリ、電話リレーサービスで

すとか遠隔手話通訳ですとか、そういうものを入れれば、専用のツールになるんです。スマホがあるじゃないかということをよく言われますけれども、聞こえる方は、音が小さかったらボリュームを上げるんです、イヤホンをつけるんです。そうしたら聞こえるんですよ。でも、私たちは、あの小さい画面ではなく、ちゃんとした大きい画面でやり取りをする。ですから、避難所に置いてあるタブレットも、障害福祉課が貸し出すのもタブレットなんです。遠隔手話通訳の各課に置くのもタブレットなんです。タブレットという大きさには意味があるんです。聞こえない人向けにタブレットをぜひ貸与してほしいということなんです。給付が駄目だったら貸与でお願いしているわけです。

多分、タブレットは、私たちだけではなくて、ほかの障害を持つご家族、障害者本人も希望されているかもしれない。文京区はDXを全庁的に推進しています。ぜひ、この機会にタブレットの貸与をご検討いただきたいと思います。

あと、一つなんですけども、11月15日から東京でデフリンピック大会が開かれます。これについては、スポーツ振興課、社会福祉協議会などを中心に啓発イベントをされています。どうもありがとうございます。10月28日には啓発のためのキャラバンカーが文京区のシビックセンターに来ますので、関係各所のご協力をいただいて、大きなキャンペーンの協力していただきたいと思います。

もう一つ、最後に、今、外国人に対する排除というのがとても強く言われていますけれども、次は私たち障害者じゃないか、障害を持っている人は日本人じゃないというふうに言われかねないと思って、とても危惧していますので、ぜひ、区長をはじめ、積極的な発言をお願いしたいと思います。以上でございます。ありがとうございます。

【広報戦略長】

いろいろご意見をいただき、ありがとうございました。

それでは、続きまして、特定非営利活動法人スタジオ I L 文京様に移らせていただきます。

9点、ご要望いただいておりますので、前半、後半に分けて説明させていただきます。

まず、1点目、障害者総合支援法関連についてです。

介護保険サービスと障害者福祉サービスは、目的、内容、負担等が大きく異なるため、そして一律に介護保険給付費にする現行制度には無理があり、例えば、同じ家事援助でも、できることが異なるため、利用に当たっては、十分な説明をしていただきたい。

2点目、感染症に対する対応についてです。

障害者の発熱などを理由に一方的な派遣中止はしないでいただきたい。

3点目、医療従事者の確保及び接遇研修についてです。

必要な医療をいつでも利用できるよう医療従事者を確保し、保健所や保健師などを日常から啓発と看護のための接遇研修を行っていただくよう、医師会等に指導をしていただきたい。

4点目、情報保障についてです。

区が主催する審議会や協議会に参加する際、本人が求めた場合の「情報提供手段」を事前に用意していただきたい。また、区政を話し合う集いにおいても、「情報保障」という観点からオンライン形式の併用も検討していただきたい。

それでは、以上の４点につきまして、所管部署よりご回答申し上げます。

【障害福祉課長】

まず、障害者総合支援法関連についてお答えいたします。

障害福祉サービスと介護保険サービスの適用関係については、障害者総合支援法第７条において、同法による自立支援給付よりも介護保険法による介護給付が優先する旨が規定されていることから、介護保険サービスを利用可能な障害者等が介護保険未利用の場合には、その旨、説明し、手続を行うよう案内しております。

一方で、介護保険制度への移行の際には、両方のサービスの違いを丁寧に説明し、理解が得られるよう努めるとともに、介護保険サービス利用前から重度訪問介護や居宅介護等の障害福祉サービス利用者には、生活状況に変化が生じないように、サービスの支給量等に十分配慮しているところです。

今後も、個別の事情に応じ、介護保険サービスにはないサービスを利用する場合や介護保険制度の範囲内で必要な支援の提供が難しい場合は、様々な状況等を勘案した上で、障害福祉サービスの支給を行ってまいります。

次に、感染症等に対する対応についてです。

区としては、これまでと同様、障害福祉サービスによるヘルパー派遣は、サービスを利用する障害者やその家族等の生活を維持する上で必要不可欠なものと考えております。

引き続き、在宅で生活する障害者及び支援するヘルパーの双方にとって適切な支援がなされるよう、事業所に呼びかけてまいります。

【保健衛生部長】

医療従事者の確保及び接遇研修について回答いたします。

医師や看護師などの医療従事者の確保につきましては、引き続き東京都や医師会、区内医療機関等の関係団体と連携を図り、必要な医療を提供できる体制の構築を支援してまいります。また、保健所職員や保健師等に対する研修につきましては、各種研修期間が主催する研修の受講を勧奨するなど、日頃からの啓発や接遇の向上に努めてまいります。

【企画政策部長】

次に、情報保障について回答いたします。

障害者差別解消法は、障害者から、社会的障壁の除去が必要である旨の意思表示がなされた場合には、その実施に伴う負担が過重でないときは、権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮を行うことを求めています。

区が主催する審議会等における合理的配慮の内容につきましては、障害の状況や審議会等の開

催状況、会場の環境等に応じて対応しているところです。

今後も様々な情報提供の手法について、利便性や公平性等を踏まえるとともに、各審議会等において障害のある方との建設的対話による相互理解を図り、適切に対応してまいります。

また、「区政を話し合う集い」の開催方法につきましては、コロナ禍の令和4年度において、会場開催に加えてオンライン形式によるWeb開催との併用とさせていただきましたが、開催後に寄せられた参加者の皆様からの感想を踏まえ、令和5年度から会場開催に戻して実施しております。

しかしながら、ご意見にあります介助者の手配等にご苦勞されていることを鑑み、今後の開催に向けて検討してまいります。

なお、当会への参加が難しい場合は、会議録を区ホームページまたは文京シビックセンター2階行政情報センターにてご覧になれますので、ご利用ください。

【広報戦略課長】

それでは、続きまして後半のご要望についてお伝えいたします。

5点目、コミュニティバス「Bーぐる」についてです。

コミュニティバス「Bーぐる」について、車椅子ユーザーが2台乗車した際、快適に乗れる車両の開発を自動車メーカーなどに提示していただきたい。

6点目、タクシー券指定事業者一覧表、タクシー予約時についてです。

現状を鑑み、タクシー券の増額を検討していただきたい。

また、タクシー券指定事業者一覧表の記載内容について、リフト付きの車両や高さのある車椅子に対応可能な車両を扱っているかなどを分かるようにしていただきたい。並びに福祉タクシー予約時に対応可能な車両があるか確認を行うようにしていただきたい。

7点目、住宅政策についてです。

不動産、またはオーナーに対しての好事例から差別的な事例も持っているため、当事者の声を居住支援協議会に反映していただきたい。

また、民間賃貸住宅の新築や増改築に関しては、安全・安心のための配慮が必要で、少なくとも生活の動線となるトイレ、浴室には手すりの設置などは標準仕様としてオーナーや建設業者へ周知するとともに、啓発・指導していただきたい。並びに賃貸住宅に住む当事者への家賃補助も検討していただきたい。

8点目、福祉避難所について。

各施設で行われている福祉避難所開設運営訓練について、見学や訓練の参加等ができる機会を増やしていただきたい。

9点目、公立小中学校改装時のバリアフリー化についてです。

バリアフリー法改正で、公立小中学校のバリアフリー化が義務づけられたので、防災の観点からも改装の際にはエレベーターやスロープの設置を検討していただきたい。

以上、後半5点についてご回答申し上げます。

【区民部長】

コミュニティバス「Bーぐる」についてお答えいたします。

文京区コミュニティバスBーぐるは、区内に点在する公共交通不便地域、鉄道駅及びバス停から半径200メートルの圏外の解消を図るため、公益性と経済性のバランスを考えた上で、公共交通を必要とする度合いが高い地域に対し運行を行っているところです。

バスの運行本数を増やすことにつきましては、増便に伴う追加のバス車両購入費等の初期費用及び人件費等の運行経費が増加することになり、採算性にも配慮する必要があることに加え、バス業界全体の深刻な人員不足の問題もあることから、現状では考えておりません。

また、車椅子が2台乗車可能な車両の開発につきましては、今年度も運行事業者を確認しましたが、「Bーぐるに導入する車両はルート上の狭い道路を走行可能な旋回性能及び1日の航続距離を満たすことが最低条件であり、この条件を満たす7メートル尺の小型バスにて、国土交通省が定める標準仕様ノンステップバス認定要領の基準を満たし、2台分の車椅子スペースが設けられた車種はない」との回答を得ています。

区としましては、Bーぐるの車両は交通不便地域の解消を目的として、一部道路幅員が狭隘なルートを走行していることから、2台分の車椅子スペースを設けるために大きな車種に更新することは難しいと認識しておりますが、車椅子利用者の利便性向上のため、新たな小型バスの開発状況については、引き続き運行事業者から情報を収集してまいります。

【障害福祉課長】

次にタクシーに関するご要望についてお答えいたします。

まず、福祉タクシー券については、令和5年度に月額3,600円から4,100円に引き上げていることから、現時点では増額することは考えていませんが、他自治体の動向を注視してまいります。

次に、障害福祉課で作成しているタクシー指定事業者一覧表の内容については、いただいたご意見を参考に、分かりやすい内容となるよう検討してまいります。

最後に、福祉タクシーを予約する際の確認事項については、委託事業者と対応方法について確認いたします。

【福祉部長】

続きまして、住宅政策について、お答えいたします。

文京区居住支援協議会は、不動産関係団体、居住支援団体及び区で構成していますが、この中には、障害者の居住支援団体も含まれており、現場の状況に関する情報や有用なご意見をいただいています。

なお、会長が必要と認めたときは、委員以外でも協議会に出席して意見を聞くことができることとなっております。今後、協議内容により協議会への出席や意見の聴取を依頼する機会がある場合には、ご協力をお願いいたします。

次に、「文京区すまいる住宅登録事業」では、障害者に配慮した設備の設置状況に応じて家主謝礼に加算することで、手すりの設置等バリアフリー化を促進しております。今後も事業を通じて、家主や障害者に配慮した住環境の整備に対する理解の促進を図ってまいります。

次に、文京区では、立ち退きや住環境改善のため、区内の民間賃貸住宅から区内の民間賃貸住宅へ住み替える障害者等を対象に、移転費用（上限15万円）や住み替え前後の家賃差額（上限月額2万円、最長2年間）を助成する「移転費用等助成事業」を実施しております。

続きまして、防災について回答いたします。

区は、災害時を想定した福祉避難所開設運営訓練を毎年1、2施設で実施しております。

訓練は、施設の利用者がいる中で実施しております。そのため、利用者へのプライバシーの配慮が必要なことや、感染症リスクを低減するために必要最小限の人数で訓練を実施していることから、施設職員及び避難支援関係者以外の見学・訓練参加については予定しておりませんが、定期的に訓練を実施し、避難生活環境の改善に努めてまいります。

【教育推進部長】

最後に、区立小中学校改築時のバリアフリー化についてご回答いたします。

区立小中学校の改築・増築を行う際には、バリアフリー法など関係法規、文京区及び東京都の条例・指導要綱を踏まえ、エレベーターやスロープ等を設置し、バリアフリー化を図ってまいりました。

現在、エレベーターが未設置の学校につきましては、大規模改修等の機会を捉えて、設置を検討してまいります。

【広報戦略課長】

では、続きまして、スタジオ I L 文京の代表者様からご意見がございましたらお願いいたします。

【特定非営利活動法人スタジオ I L 文京】

ご回答、ありがとうございます。

今年は、福祉タクシーについて新しく提起させていただきました。一つは利用券の増額ということと、もう一つは介護保険について、最近高齢者の利用者が多くなって、介護タクシーが多くなったということはうれしいことなのですが、いかんせん、事業者の車の車体が小さいため、例えば私の車椅子では天井が引っかかって乗れない状況もあります。そういうときに事業者は車椅子の頭の部分だけ取り外してほしいと言われるんですが、これは困難で、生活の関係で医師がつけたもので、もし来年のお知らせを作るときに、こういう車体は軽自動車で、これに乗るのはリフトつきワゴン車でしたらあのままでいいので、それをつけていただければ利用者も分かります。その内容の部分を工夫してほしいと願っております。以上です。

【広報戦略課長】

ご意見、ありがとうございます。参考にさせていただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、各団体様との意見交換につきましては終了となります。

少しお時間を超過してしまつて、申し訳ございませんでした。

本日、皆様からいただきましたご意見、ご要望につきましては、今後の本区の施策を進める際の参考とさせていただきます。

また、時間の都合でご発言いただけなかった方や、内容がございましたら、各担当部署まで直接お問合せくださるようお願いいたします。

それでは、最後に、成澤廣修区長より、本日の総括とご挨拶を申し上げます。

【区長】

皆さん、限られた時間ですが、ご意見、ご要望等いただきましてありがとうございました。

今日だけがその機会ではございませんので、障害福祉課をはじめ、それぞれの所管部署で引き続き対応を進めさせていただきたいと思っておりますので、ご対応いただけることをお願い申し上げます。

なお、皆さんもご案内のとおり、明日から明後日にかけて、関東地方に台風の接近が予想されています。地震災害と違って台風被害は事前に準備をすることができますので、ハザードマップの確認や自分でできることの作業、排水口等のお掃除、マンションのベランダ等も同様ですが、今のうちに取り組みをいただきたいと思っております。そんな大きな被害にはならないというのが現時点での情報でございますが、備えあれば憂いなしでございますので、それぞれの取り組みをお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

【広報戦略課長】

ありがとうございました。

それでは以上をもちまして、本日の会を終了いたします。ご協力、ありがとうございました。